

第24回参議院議員通常選挙

投票日 7月10日(日)

投票時間 午前7時～午後6時
投票場所 市内74投票所

大事な投票、忘れずに!



※詳しくは投票所入場券でご確認ください。

○投票用紙の記入方法

- ・茨城県選挙区選出議員選挙 … 「候補者1人の氏名」を記入
- ・比例代表選出議員選挙 … 「政党等1つの名称（略称含む）」または「政党等の名簿に登載されている候補者1人の氏名」を記入

◆常陸大宮市で投票できる方

【年齢要件】 平成10年7月11日までに生まれた方

(今回の選挙から選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられます)

【住所要件】 平成28年3月21日までに常陸大宮市に転入届をされた方で、その後引き続き3か月以上常陸大宮市に住民登録され日本国籍を有している方

※転出した方で常陸大宮市で投票できる方

既に常陸大宮市の選挙人名簿に登録されている方で、3月22日以降に他市町村に転出した方
(詳しくは選挙管理委員会にお問い合わせください)

◆期日前投票について

投票日当日に、仕事や旅行、冠婚葬祭などで投票ができない方は、次の期日前投票所において、期日前投票をすることができます。

投票所入場券の裏面「宣誓書」に必要事項を記入のうえ、期日前投票所にお持ちください。

【投票期間】 6月23日(木)から7月9日(土)まで

(選挙当日(7月10日)は、期日前投票所では投票できません)

【投票時間】 午前8時30分から午後8時まで

- 【投票場所】
- ・常陸大宮市役所期日前投票所
 - ・山方総合支所期日前投票所
 - ・美和総合支所期日前投票所
 - ・緒川総合支所期日前投票所
 - ・御前山総合支所期日前投票所

※ 7月8日(金)及び9日(土)は、期日前投票所が大変混雑します。当日投票に行けない方は、早めに期日前投票をしましょう。

◆投票所入場券について

6月22日(水)頃に、郵便でお届けします。

投票所入場券は、封書様式により世帯ごとに郵送します。また、1通に最大6人分をまとめて送付します(6人を超える世帯には複数枚お送りします)。

投票所入場券が届いたら氏名等の記載内容を確認のうえ、**投票する際は、必ずご自身の投票所入場券を切り離して、投票所に持参してください。**

なお、投票所入場券を持ち合わせていなくても、選挙人名簿に登録されていれば投票することができますので、投票所または期日前投票所の係員にその旨をお申し出ください。

【投票所入場券の様式変更について】

投票所入場券の裏面に「期日前投票宣誓書」を印刷します。

期日前投票をされる方は、事前にご自宅などで宣誓書に必要事項を記入し、期日前投票所へお持ちください。

○新しい入場券の裏面

期日前投票宣誓書			
※期日前投票をする方は、下記宣誓書に必要事項を記入の上、受付にご提出ください。			
宣誓・請求日	平成 28 年 月 日		
氏 名			
住 所	常陸大宮市		
生年月日	年 月 日	性別	男・女
事 由	投票日に投票できない理由として、次の 1～4 から該当する事由を 1 つ〇で囲んでください。 1. 仕事・学業・冠婚葬祭・地域行事 2. 外出・旅行・投票区域外への滞在 3. 病気・出産 4. 他の市町村に滞在		
私は、参議院議員通常選挙の当日、上記事由に該当する見込みです。以上、真実に相違ないことを宣言し、投票用紙を請求します。			
常陸大宮市選挙管理委員会 委員長 宛			

※ 選挙当日に投票される方は、宣誓書の記入は不要です。

◆代理投票について

心身が不自由で字が書けない方などは代理投票ができます。

代理投票とは、1人の係員が本人の指示に従って投票用紙に記入し、もう1人の係員が指示通りに記入したかを確認して投票する方法です。投票内容がほかに漏れることは絶対にありません。代理投票を希望する方は、投票所受付で係員にお申し出ください。

また、投票する際に介添えが必要な場合なども係員にお申し出ください。

◆不在者投票について

・病院や施設での不在者投票

都道府県選挙管理委員会が指定した病院や老人ホーム等へ入院・入所されている方は、その病院や施設等で投票できます。詳しくは病院長や施設長にお問い合わせください。

・他市区町村での不在者投票

長期出張等で選挙期間中に常陸大宮市以外の市区町村に滞在している方は、滞在先の市区町村選挙管理委員会で投票ができます。

手続きの流れは以下のとおりです。

- ① 投票用紙等の請求(本人→常陸大宮市選挙管理委員会)
不在者投票宣誓書兼請求書に必要な事項を記入のうえ、常陸大宮市選挙管理委員会に直接または郵送で提出してください。必ず本人が記入してください。また、電子メールやファクシミリでは受付することができません。
※不在者投票宣誓書兼請求書は、市ホームページからダウンロードできます。また、市役所及び各総合支所にも配置しています。
- ② 投票用紙等の交付(常陸大宮市選挙管理委員会→本人)
常陸大宮市選挙管理委員会では選挙人名簿に登録されていることを確認した後、投票用紙等が請求書に記載された滞在先に送付されます。
- ③ 不在者投票(滞在先の選挙管理委員会)
投票用紙等が届いたら、その郵便物を開封せずに滞在先の市区町村選挙管理委員会に持参して、投票してください。
※滞在先の市区町村選挙管理委員会以外で、投票用紙等に記入をしたり、同封の不在者投票証明書の入った封筒を開封すると不在者投票ができなくなります。
不在者投票のできる日時は、滞在先の市区町村選挙管理委員会にお問い合わせください。
※投票用紙等の郵送に時間を要しますので、早めに手続きを行ってください。

・郵便等による不在者投票

身体に重い障害がある方で、一定の要件に該当する方は、自宅などで郵便等による不在者投票をすることができます。

1 郵便等投票証明書の申請手続き

①「郵便等投票証明書」の交付申請

- 【必要な書類】 ア 申請者本人が署名した申請書
(申請書は、市ホームページからダウンロードできます)
イ 身体障害者手帳または戦傷病者手帳もしくは介護保険の被保険者証

②「郵便等投票証明書」の交付

市選挙管理委員会では申請書等を確認し、郵便等投票証明書を郵送します。
※選挙に先立って交付を申請することができます。また、郵便等投票証明書の有効期限が切れている方や紛失された方は、交付の再申請を行ってください。

2 投票用紙等の請求手続き

①「投票用紙・投票用封筒」の請求

- 【必要な書類】 ア 請求者本人が署名した請求書
(請求書は、市ホームページからダウンロードできます)
イ 郵便等投票証明書

②「投票用紙・投票用封筒」の交付

市選挙管理委員会において請求書を確認後、「投票用紙、投票用封筒」を郵送します。

③不在者投票

投票用紙等を受け取り、候補者名を記入し、市選挙管理委員会に郵送してください。
※投票用紙等の請求は、7月6日(水)までに本人から常陸大宮市選挙管理委員会に請求してください。

〈記号の見方〉

問：問い合わせ 申込：申し込み先 本庁：常陸大宮市役所 山支：山方総合支所 美支：美和総合支所 緒支：緒川総合支所
御支：御前山総合支所 教委：市教育委員会 教山：山方事務所 教美：美和事務所 教緒：緒川事務所 教御：御前山事務所
かがやき：総合保健福祉センター（かがやき） 社協：社会福祉協議会 G：グループ

【郵便等による不在者投票ができる方の区分表】

手帳等の種類	障がい等の種別	障がい等の程度
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障がい	1級、2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	1級、3級
	免疫、肝臓の障がい	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障がい	特別項症～第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がい	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5

・郵便等による不在者投票における代理記載制度

郵便等による不在者投票の該当者で、かつ、一定の要件に該当する方は、あらかじめ選挙管理委員会の委員長に届け出た代理記載人(選挙権を有する者に限る)に投票に関する記載をさせることができます。

詳しくは、常陸大宮市選挙管理委員会にお問い合わせください。

◆選挙公報について

候補者及び政党等の政見などを載せた選挙公報を、**公示後、新聞折り込み**でお届けします。また、本庁及び各総合支所窓口にも配置するとともに市ホームページに掲載します。

なお、上記の方法で選挙公報を見ることができない場合は、常陸大宮市選挙管理委員会までご連絡ください。

◆開票について

【開票日時】 7月10日(日)午後8時から

【開票場所】 西部総合公園体育館

常陸大宮市工業団地25番地 ☎52-5223

◆開票結果のお知らせ

開票結果(常陸大宮市開票区)は、市ホームページでお知らせします。

問 常陸大宮市選挙管理委員会 (本庁 総務課内) ☎55-8062

市・県民税における公的年金からの特別徴収制度の見直しについて

年間の徴収税額の平準化を図るため、平成28年10月1日以降に実施する特別徴収から、仮徴収税額(4・6・8月分)は「前年度分の公的年金などの所得に係る年税額の2分の1に相当する額」となります。

※この改正は仮徴収税額の算出方法の見直しを行うものであり、新たに税負担となる税額の増減が生じるものではありません。なお、実際に影響が出るのは平成29年4月分からです。

継続者	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
現行	前年度分の本徴収額÷3 (前年2月と同じ額)			(年税額－仮徴収額)÷3		
改正	(前年度分の年税額÷2)÷3			(年税額－仮徴収額)÷3		

問 本庁 税務徴収課市民税G ☎52-1111 内線232